

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、経理事務として事業場で勤務していたが、勤務・拘束時間が長期化し、上司から強い口調で注意を受けた後、疲労、不眠、集中力低下等が出現・増悪し、医療機関を受診し、「不安性（回避性）パーソナリティ障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務によって精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷により発病したことは明確であるため、心理的負荷の強度について、再度審査のうえ評価してほしい。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 事業場特有の年度末の決算業務等については「勤務・拘束時間が長期化する出来事が生じた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。
- ・ 上司から強い口調で注意を受けたことについては「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

出来事が発生後は、対人関係等が悪化するなど変化も認められないことから、心理的負荷は「中」程度である。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

業務以外の心理的負荷については、該当するものは認められない。

性格傾向は、「神経質で妥協しない、頼まれたら嫌といえない、嫌な時に逃避傾向がある」と指摘されている。また、主治医からは「不安性パーソナリティ障害」と診断され、「自己愛性格傾向」の存在もみられ、性格の偏りがあったと認められる。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、総合評価は「中」と認められることから、業務と本件疾病との間には相当因果関係がなく、業務上の疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ 「勤務・拘束時間が長期化する出来事が生じた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ 「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

恒常的な長時間労働も認められず、トラブルについても、注意の内容は業務の指導範囲を逸脱し、人格や人間性を否定する言動があったとは確認できないこと、対人関係等が悪化するなどの変化も認められないことから、心理的負荷は「中」程度である。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

該当する事実は認められない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。